

令和6年度（2024年度） 第1回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和6年8月22日（木） 午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 入札室
- 3 出席委員 （委員長） 小野 憲一
（委員） 櫛部 幸子
（委員） 長谷川 佳彦

4 会議の概要

- (1) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況を委員に報告した。
- (2) 同期間に契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件のうち、委員が事前に抽出した次の案件を、所管室課の担当者同席の上、審議を行った。

案件	案件名
1	（仮称）吹田市立日の出町児童センター建設工事（機械設備工事） 吹田市立江坂大池小学校プールサイド改修工事（機械設備工事）
2	吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業
3	下水道管路施設維持管理等業務（基本契約）
4	吹田市立千里第二幼稚園ほか1園保育室床改修ほか工事
5	吹田市総合防災センター研修室用視聴覚機器等購入
6	泉浄水所 覆蓋補修 ほか
7	吹田市二要素認証システム構築業務
8	吹田市立南千里保育園給食室用エアコン購入
9	泉浄水所 フラッシュミキサー点検整備

5 議事録

- (1) 入札及び契約手続等の運用状況の報告について

○小野委員長 委員長の小野でございます。本日は皆様よろしくお願いいたします。

それでは、次第1の「令和5年10月から令和6年3月までの入札及び契約手続等の運用状況」について事務局から報告をお願いします。

○事務局 資料1に基づき説明

○小野委員長 指名停止の運用状況一覧表の1番目ですけれども、相手方の責めにより契

約解除がなされたとおりますが、これはどういう内容ですか。

○事務局 相手方から業務が継続できなくなったとの申出があり、契約解除となったものです。

○小野委員長 分かりました。あと、3番目は逆に責めを負わないことが確認されたとありますが、これはどういったことですか。

○事務局 当該業者の使用人の逮捕があったため指名停止を行いました。起訴されなかったことが確認できたため、解除を行ったものです。

○小野委員長 分かりました。

(2) 抽出案件の審議について

【案件3】下水道管路施設維持管理等業務（基本契約）

○小野委員長 それではこの案件私が抽出した案件ですので、私から質問をさせていただきます。これはプロポーザル案件で、第2期の業務ですけれども、この第2期のプロポーザルをされるときの事前の予測では、1者のみが応募してくる予想だったのか、あるいは、複数者が応募してくる予想だったのか、そのあたりはどうだったのですか。

○管路保全室 事前に各企業に業務の説明を行い、参加の意向があるかアンケート調査をしました。この業務には様々な内容のものがあまして、清掃業者であるとか複数の業者がJVを組みまして入札に参加されることが予想される業務なのですが、事前の調査でも複数の業者に参入意向があるとのことでしたので、1者だけではなく、複数者の応募もありうると見込んでおりました。

○小野委員長 それは第2期のことですか。

○管路保全室 アンケート調査をしたのは第1期で、第2期に当たっては実施していません。

○小野委員長 第1期のときは事業者の創意工夫を生かすためにプロポーザルをやって、業者を決めることはよく分かるのですが、第2期に当たっても、結局、その第1期の業者さんが継続して1者のみ応募して決定してしまうことはどうなのでしょう。第2期もプロポーザルをやるっていうところの意味はどこにあったのでしょうか。そういうところがよく分からなくて、第2期の応募者が1者であったことについて、お聞きをしています。

○管路保全課 第2期のときの業務の内容としては、下水道に関連する施設の清掃であるとか調査などになるんですが、そういったところは基本的に特殊な業務ではありませんが、様々な業務を全体としてパッケージ化して発注しておりますので、実際に、その業務を長期間、確実に実施できるのか、あとは民間の創意工夫で効率的に点検や調査を効率的に実施できるのか技術提案を受けて、確認を行いますので、複数者の応募があれば、より競争性が働くと考え、より良い提案を受けたいという思いから、プロポーザルを実施したものになります。

また、１期目と２期目で業務内容は大きく変えておりませんが、違いとしては１期目にはこちらから、いわゆる仕様発注といいますか、この時期にこの回数だけ、これをやってくださいと明確にお願いする形で発注するものでしたが、２期目については１期目を踏まえて、あまりそういうふうに縛りすぎると、業者の創意工夫を発揮できない部分もありましたので、一部、性能発注的な考え方を取り入れています。こういったことをしてほしいといった依頼に対し、実施方法も含め、今回の５年間の期間のなかで、端的に言えば住民の方から苦情が来ないような形で清掃ですとか、何かトラブルがあったときの解決をしてもらいたい、創意工夫で対応してもらいたいという思いを２期目には込めておりますので、そのあたりの考えを聞いてみたいということでプロポーザルを行って、今回、発注させてもらったものです。

○小野委員長 創意工夫を求めてプロポーザルを行ったが、手を上げてくるのは第１期の業者さんだろうというのは予測されていたのですか。

○管路保全室 第１期の業者さんは入ってくれるだろうという期待は当然ありました。そのほかにも、複数者がいてプロポーザルが成り立つものだという意見もありましたので、我々としても、複数の応募があるように努力はしました。例えば、公募するに当たり、従前は市のホームページだけの周知でしたが、今回は全国的に、PPPやPFIの案件を取り扱う非営利団体のホームページがありまして、そちらのほうに依頼をかけまして、全国的に、吹田市が公募をしていますよという情報を発信して、幅広く目に留まるような形にしましたし、近年、吹田市の取組を下水道に関する雑誌や新聞に取り上げていただく機会もありましたので、広く広報はしてきたつもりです。

○小野委員長 ぜひ、そういった取組を続けていただいて、より良い創意工夫をできる業者さんが手を上げてくれるように工夫をしていただきたいと思います。これは第２期ですが、第３期もあるということですか。

○管路保全室 国のほうで、水道、下水道、工業下水道分野に関連する、ウォーターPPPという考え方が示され、官民連携して、更に広がっていく流れになっておりますので、吹田市としても包括的外部委託という形で官民連携を始めておりますので、３期目以降も継続するなり、国の方針に沿って、進めていきたいと考えております。

○小野委員長 ３期目のときにも、今、おっしゃったようにほかの業者さんに入ってもらい努力をお願いしたいと思います。

○櫛部委員 私からは特に質問はありませんが、３期目をやるにしても、第２期目と同じような応募状況にならないよう、努力をお願いしたいという意見を申し上げておきます。

○長谷川委員 １期目と２期目で同じ業者ということですけど、仮に３期目をやるにしても、この現在の業者がプロポーザルで有利になるといった可能性はあるのでしょうか。

○管路保全室 ２期目も１期目の業者さんが応募してくれるであろうという期待は持っておりましたが、１期目をやっているから２期目も有利になることがないようにというこ

とは事前に意見を頂いておりましたので、プロポーザルの実施要領書の作成に当たっては、その内容を当然、2期目に向けて見直しを行い、かつ外部の有識者の方から御意見を頂きまして、1期目の業者に有利になりそうな文言が多少ありましたので、幅広く参加してもらうには、こういう表現はまずいというところは指摘を受けて、改訂しているところがあります。3期目を行う際にも見直しをかけて、そういった部分はなるべく少なくなるよう、努力はしていきたいと考えております。

○小野委員長 それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件5】吹田市総合防災センター研修室用視聴覚機器等購入

○小野委員長 この案件は櫛部委員に抽出した案件になりますので、櫛部委員から質問をお願いします。

○櫛部委員 予定価格を算出するに当たり、2者ないし1者から見積もりを徴取したとのことですが、その数は妥当だったのか、もう少し多くの業者から見積もりを取ることはできなかったということと、2者の見積もりのうち、より高額な見積額を合算したとのことですが、その点についても御説明をお願いします。

○教育総務室（教育センター） より高額な見積を選定した理由については、こちらの入札は2回目です。1回目の入札が不調となったためです。当初は2者のうち、機器については、より安価な見積を採用し、1者からしか見積もりを取ることができなかった設置費用については、より安価な見積もりの業者の価格を基に積算しましたが、不調となったものです。見積もりを取った業者さんにも入札には参加いただいたのですが、こちらが出している額よりも高額であった形になります。

○櫛部委員 予定価格を算出するに当たり、2者ないし1者から見積もりを徴取したとのことですが、その数は妥当だったのでしょうか。

○教育総務室（教育センター） 新庁舎への納入になりますので、この2者はずっとやり取りをしていた業者ですので、その流れで見積書を頂いていました。新庁舎の地図や、ここにこの機材を入れたいという意向も伝えていましたので、話を詰めていく中で、見積書を頂いたという形になります。

○櫛部委員 それでは、この業者さんは、前から付き合いがあり、その2者が入札にもエントリーしてきているということですね。

○教育総務室（教育センター） そういうことになります。

○櫛部委員 そのような予定価格の出し方は妥当と思われますか。本来ならば、他からも4、5者から見積書を取って、妥当な金額を導き出すというのが、私たち素人の一般的な感覚なのですが、もともと取引のある業者から見積書を貰って、そこが入札に参加するというのは問題ないと思われますか。

○教育総務室（教育センター） 新庁舎への納入に当たり、地図を渡して相談もしてきた業

者ですので、まったく事情が分からない業者さんでは、より高額な見積書になったのではないかと思いますので、庁舎が出来ていなかったのも中を見てもらうこともできませんでしたので、詳細を分かっている業者のほうが見積もりも安くなるのではないかと考えております。

○長谷川委員 視聴覚機器は2者でしたが、設置費用は1者から見積もりを取ったとのことですが、こちらはこういった理由ですか。

○教育総務室（教育センター） 業者の方から頂いた見積書に設置費用が含まれていなかったというのが実際です。設置費用を抜くようには指定はしなかったのですが、設置費用が含まれていたのが1者のみだったということです。

○長谷川委員 分かりました。先ほど、1回目の入札では安価なほうの見積額で予定価格を設定したとのことですが、それで不調となり、改めて見積書を取ったとのことですが、より高額ではなく、平均という考えもあったのではないですか。そこは検討されましたか。

○教育総務室（教育センター） 2者の見積書で高額なもののうち、プロジェクターについては、いくつか価格帯の提案がありまして、その中でも検討して予定価格を決定しました。

○小野委員長 見積書を取られた業者さんと、今回3、者が入札に参加されてと思うのですが、その参加業者と被っているのですか。

○教育総務室（教育センター） 見積もりを取った2者はその参加業者に含まれています。

○小野委員長 分かりました。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件9】 泉浄水所 フラッシュミキサー点検整備

○小野委員長 それでは、この案件は長谷川委員が抽出した案件ですので、長谷川委員から質問をお願いします。

○長谷川委員 説明でも書かれていることですが、予定価格の積算は国の基準に沿って、機械的に積算したということですが、作業員の効率的な配置や所有する機械器具の遊休回避などというのは具体的にどういうことですか。

○企画室 こちらが設定した工事期間が、ちょうど業者のなかでの人員を配置できるタイミングとなり、短期間で作業ができる期間であったこと、業務で使う様々な道具があるのですが、それがちょうど会社の中で持て余しており、すぐに使える状況にあったと考えております。

○長谷川委員 それでも予定価格と落札率が大きく乖離していると思うのですが、元々の積算基準もかなり大雑把で、予定価格が高く設定されていたのですか。

○企画室 積算基準どおりに積算しており、特に別の計算があったわけではありません。

- 長谷川委員 これを見ると積算基準自体が、これでいいのかという問題があると思うのですが、今回の契約を踏まえ、何か、その妥当性について検討された点はあったのでしょうか。
- 企画室 ほかの業務も同様の積算基準で積算しており、今回の業者が示した価格と予定価格が乖離した理由というのも、飽くまで推測であり、実際の理由を把握するのは難しいと考えております。
- 長谷川委員 基準が妥当だとしても、今回のケースだったらもう少し安くいけそうかどうか、予定価格を引き下げるなどの可能性はあるのですか。
- 企画室 基本的には、予定価格は積算基準に合わせないと、その場その場で変えていくと何が本当なのか分からなくなってしまいますので、今のところ予定価格については、積算基準に基づいた設定とさせていただいております。
- 長谷川委員 基準を変えるとか、今回のケースは基準の適用を除外しようだとかではないのですが、機械的に基準を適用しないといけないということですね。分かりました。
- 櫛部委員 今回は極端に決定率が低いということなんですが、使われている積算基準で積算した場合に、この業務では毎回、このように低いんですとか、このフラッシュミキサーの点検整備については前回も同じだったとか、業務の特殊性が要因で決定率が低くなっているということはあるのでしょうか。
- 企画室 同様なことは過去にはありません。
- 櫛部委員 今回だけ、極端に低いということですね。そうすると今回の理由を推測していただいているのですが、より厳密に追及する必要があるのではないのでしょうか。元々、業務の特殊性に原因があるというお答えもあると思っていたのですが、今回は非常に極端なケースであると思いますので、もし可能であれば、なぜここまで低かったのかお調べいただければありがたいと思います。以上です。
- 小野委員長 随意契約の場合の予定価格の示し方ですが、業者に対し、予定価格はこれなので、契約金額はこうしましょうというような話をされるのですか。
- 企画室 随意契約の場合、事前に相手方に予定価格を示すことはありません。飽くまで設計書や仕様書などをお示しして、それを基に見積書を徴取する流れになります。
- 小野委員長 随意契約の場合、概して決定率がかなり高くなるのですが、これは市サイドと業者サイドが行っている見積もりの積算基準が同じようなものを使っているのか、同じような価格になるのが通常の姿だと思うのですが、こういう理解でよろしいですか。
- 企画室 予定価格の設定方法にもよると思いますが、事前に予算を積算するときに、特に随意契約の場合は特定の業者さんから見積書を事前に徴収しまして、それを参考にして予算を取り、また予定価格を設定する業務もございますし、今回のように、我々水道部で定められた基準を基に設計をし、予定価格を設定するパターンもございます。事前に見積書を取っている場合であれば、比較的、予定価格と近くなる場合が多いと思います。

す。

○小野委員長 そうすると、事前に業者さんから見積書を取るケースと、公に公表されている積算基準に基づいて予定価格を算定されるケースとどちらが多いのですか。このケースも事前に見積書を取っていれば、乖離は生じなかったように思うのですが。

○企画室 事前に見積書を取って、それを参考に積算するケースが多いです。

○小野委員長 このケースは事前には見積書は、どこからも取らなかったということですか。

○企画室 見積書は取っています。

○小野委員長 取っているけど、予定価格に近いものが出てきたということですね。

○企画室 出てきたものは契約金額に近いものでした。しかし、我々としては、一定の積算基準がありますので、他の案件と同様に、その基準を用いて予定価格を設定したものです。

○小野委員長 しかし、見積書が低い額であるなら、そちらに合わせたらよいのではないですか。

○企画室 積算基準を用いながら、見積書の金額に合わせるのは至難の業になりますので、予定価格内で契約できることは予想できましたので、予定価格は積算基準に基づくものを採用したということになります。

○小野委員長 入札の場合は見積書を取って、その一番高い額、低い額、あるいは平均してといった形で予定価格を出すと思うのですが、飽くまでも基準に基づいた額を予定価格とするんだということはどういった理由なのですか。

○企画室 それが一般的な価格だと考えておりましたので、算定基準によるものを予定価格としたのですが、見積書を基に予定価格を設定すると、例えば3者から見積書を取って、一番低い額を予定価格とした場合、その見積書を出した業者が応札しなければ不調となってしまいますので、一定の予定価格の決め方として基準などを用いているものでございます。

○長谷川委員長 今回、随意契約としたのは、メーカー独自の設計製作によることが理由だというなら、同じものは考えられないと思うのですが、なぜ算定基準を用いたのか疑問なのですが。

○企画室 労力費と部品費の積算について、同じような工事も同じような積算基準を参考にしておりますので、整備するには業者の特殊な技術がいるのですが、費用的には積算基準と同じということで、作業の方法などは基準に基づけばよいと考えているのですが。逆に、随意契約の場合や、相手方から徴収した見積書を参考に積算したほうが一般的だということですか。

○長谷川委員 それはケース・バイ・ケースだと思います。今回の場合は、飽くまでも落札率があまりに乖離しているので、見積書の額に基づいたほうがよかったのではないかとすることが問題になっているのです。

○**櫛部委員** 今回は算出基準に基づいて予定価格を算出すると同時に、業者1者から見積書を取っていると。その取った業者が契約業者になっているのですが、そもそもその見積額と予定価格に乖離があったということですね。

○**企画室** そのとおりです。

○**小野委員長** 我々委員の統一した疑問なのですが、そもそも随意契約なので、その業者さんと契約するんですね。それならば、その業者さんがいくらの見積書を出してくるかが基準になるので、一般的な積算基準がこうだからといって、業者さんがこの額でやりますと言うのであれば、その額でやってもらうのが随意契約なのではないでしょうか。この点、契約検査室の見解をお聞かせください。

○**契約検査室** そもそも見積書を取ろうと思ったのはなぜですか。これは2号随契で、点検整備の部品に限られた、この事業者さんしか取扱いがないというところで、積算根拠として労務費など積算基準にあるものを使ったけれど、部品代だけはこの事業者さんしか分からないからその部分の見積もりだけもらって、それ以外は積算基準で積算して、この金額になりましたというのなら分かるのですが。

○**企画室** おっしゃるとおり、部品代のための見積書だったということです。

○**契約検査室** 部品代のための見積書だったが、全体を足したら落札金額に近いものだったということですか。

○**企画室** 積算したときは離れていました。

○**契約検査室** 頂いた見積書の妥当性を確認するために水道部で積算したらすごい高い金額になった、それでは見積額と中間額を採用しようという設定方法なら分かるのですが、委員の皆様が疑問に思っているように、見積書を取っていて、結果として落札金額とあまり変わらなかったのに、水道部としては積算した高い金額を予定価格としたという根拠をお答えいただければ、この案件については、いったんは問題がないものと判断いただけると思うのですが。

○**小野委員長** 今、契約検査室から発言があった内容に尽きると思うのですが、要は見積書を取って、この金額では安すぎるだろうと思って積算したのか、よく分からないけど積算した結果がこれだから、とりあえずこれで行こうと思ったのか、そこはどうなんですか。業者が出した金額がそこその額だと思うのなら、その金額で行けばいいのではないですか。しかし、それを取らず、かなり高い金額、倍ぐらいの金額の予定価格にしたのは、飽くまでも積算基準で出せばこうだから、とりあえず見積書は横に置いておいたというのか、今回はどうだったのですか。

○**企画室** 積算基準に基づくこの額だったので、設定したということです。

○**小野委員長** そこは考えてみる余地はあると思うんですね。見積額がめちゃめちゃ低くて、これじゃできないよと思うのであればいけないのですが、推測されているように作業員の効率的な配置や所有する器具の遊休回避などの企業努力でこれだけの額に抑えられるのであればそれを予定価格とする、あるいは中間額を取って予定価格とする

などの工夫があったのかなと思うのですが、そこはどうですか。

○企画室 これまでは積算基準が標準価格だということやってきておりましたが、今、教えていただいたやり方が一般的な考え方だということであれば、今後は乖離が出たときには見積価格を参考に決めていきたいと思います。

○小野委員長 今回の審議を今後、予定価格を決める際の参考にしていただければと思います。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件6】泉浄水所 覆蓋補修 ほか

○小野委員長 それでは、この案件は櫛部委員が抽出した案件ですので、櫛部委員から質問をお願いします。

○櫛部委員 今回は制限付一般競争入札にもかかわらず、資料を拝見しますと、13-1 から13-5 まで全て入札参加申請者数が1名であり、辞退者も無く、結果、1者が応札して終わっているのですが、この中の案件で同じような状況で、そもそも制限付一般競争入札で行うことの意義があったのかなと、大丈夫だったのかという観点で抽出した案件です。事前に皆さんに回答いただいた説明書を読ませていただきましたけれど、納期の関係や価格の問題などで1者しか参加できなかったということですが、やはり一般競争入札の関係上、そもそも1者での出来レースというのではなく、本来であれば3者、4者の参加という努力をすべきだったというのが私の意見です。大変申し訳ないのですが、それぞれお越しいただいている皆様に、1者ではなく、複数者の参加という可能性はなかったのか、いや、こんな努力はしたよというのがあれば教えてください。

○小野委員長 それでは順番をお願いします。

○企画室 今年、初めてした工事ではありませんので、これまでもその都度、複数の事業者から見積書を頂いています。そのため、そのうちの事業者から参加いただけると考えておりました。

○櫛部委員 何者くらいから見積書を取ったのですか。

○企画室 案件によって違うのですが、これまでは2、3者です。

○櫛部委員 今回もそのくらいですか。

○企画室 昨年の予算要求時には2者でした。

○櫛部委員 その2者は来てくれると思っていただけ、来てくれなかったということですね。この2者ではなくて、これまで取引がなかった、他の事業者にも声は書けなかったのか、また、この業界は特殊で、他に声をかけるところはないということなのでしょう。

○企画室 これまで応札する人数が少なかったのも、業者に確認もしてきたのですが、この覆蓋というのは、池の蓋なんです。この蓋を設置するに当たっては、何者か応札に応じてくれるようなのですが、今回は補修ということで、あまり儲けも出ないのかなという印象で、あまり応札に応じていただけないことが多い、時期にもよると思うのですが。

- 櫛部委員** 以後も同じようなケースがあると思うのですが、毎回、エントリーが1者ということになる、入札をやる意義が無いのかなという状況になってしまうのですが、今後、こういうことにならないように対策を考えていますとか、積極的にホームページを活用するとか、いろんな業界に訴えかけるだとか、何か動きは考えていますか。
- 企画室** 今のところ、考えていませんが、見積書を頂く業者に応札のお願いはしていきたいと思います。
- 文化スポーツ推進室** 今回の2件の修繕につきましては、当初から予定されていたものではなくて、施設管理していく上で急に起こったことに対する修繕でありまして、入札したのも、年度の後半であったため、業者もいろんな業務を抱えている中で、特に1件については年末の入札で、工期も短くしか取れない、ちょうど秋に入札した部分についても、年度内でやらなければならないといった中で、説明にも記載しているとおり、万博であるとか、部材の納入も不安定な状況であったので、難しかったと、参加いただいた業者さんからお聞きしているところです。入札すれば、こちらとしても何者か来てくれるものと思っていたのですが。
- 櫛部委員** 予定価格を算出するに当たり見積書をお願いしたとのことですが、何者から取られたのですか、ピンポイントで1者からだけだったのですか。
- 文化スポーツ推進室** 見積書はこの1者からしか出てきませんでした。
- 櫛部委員** 例えば、見積書を出してもらおうところを、もう1者、ほかに頼むといった可能性は無かったのでしょうか。
- 文化スポーツ推進室** 普段、時間に余裕がある修繕でしたら複数者をお願いするのですが、今回は監視モニターが故障して、そのままだと安全管理上、問題で、早く対応しなければならぬ中で、見積もりを断られた業者もいました。
- 櫛部委員** 急を要して、年末で応じてくれるところがないということが十二分に予想されるという場合、そもそも入札をやる必要があるのでしょうか。契約検査室はどう考えますか。
- 契約検査室** 随意契約の可能性も検討できたかもしれませんが、基本は入札となります。
- 櫛部委員** 分かりました。
- 地域経済振興室** 今回の勤労者会館の修繕につきましては、当初、9月に指名競争入札で7者ほど指名して実施をしたのですが、ほぼ全部の業者が辞退届を提出して、入札が不成立となってしまいました。そのことから、参加する業者の間口を広げるため、制限付一般競争入札で実施したものです。
- 櫛部委員** 今回も、なかなかお断りが多くてということですが、参加してもらえなかった理由はどう考えていますか。
- 地域経済振興室** 年末年始をまたがることと同時に、勤労者会館は中に温水プールがあり、今回の工事で駐輪場を全部中止にしなければならず、夏場の実施は難しいため、利用者が減る時期にしか実施できなかったことと、年末年始に、開館しながら工事をする

ことや、通路の制約があり、ガードマンを配置する必要があったことなどから金額的にも難しかったのではないかと考えています。

○障がい福祉室 まず初めに、指名競争入札を実施しましたが、12者の指名のうちの2者が応札しましたが、予定価格を上回り、不調となりました。そのため、参加する業者を増やすため、制限付一般競争入札に切り替えて実施したのですが、1者のみの応札となったものです。

○櫛部委員 皆さんの回答を聞いていますと、修繕は緊急で起きるケースが多いので、緊急で入札をやってもエントリーしてくれる業者が少ないということなのかなと思うのですが、この案件もそうですか。

○障がい福祉室 こちらも緊急の案件でして、暖房施設が経年劣化で能力が低下し、利用者さんに御不便をお掛けする状況は発生しましたので、緊急に入札を実施したところで

す。

○櫛部委員 皆さんのお話を拝聴していますと、緊急で修繕となりますと、入札者を増やすことも難しいと。時期的にも年末の差し迫った時期に緊急事態が発生すると、こういう結果になるということなんですが、今後も入札の参加が常時1名となると、毎回、この場にお越しいただくことになると思いますので、この点を検討いただくというか、この制限付一般競争入札で1名の参加でやっていくということの妥当性について、考えていただくきっかけになればと思います。

○長谷川委員 文化スポーツ推進室の案件についてお聞きしたいのですが、13-2のプールの修繕は緊急性があったとのことですが、要領を見ていたら、入札資格のところでも市内や準市内の業者に限っているのですが、なぜこうした限定をかけたのでしょうか。

○文化スポーツ推進室 市内事業者の限定についてですが、このような修繕を行う際に、実施に現場を見に行きやり取りをしたりだとか、緊急ですので思わぬ修繕が生じたりしたときに、市内の業者だと、すぐに連絡を取り合って、スムーズに対応できることから市内の業者に限定させていただきました。

○長谷川委員 ただ、そういう話だと防犯モニターの修繕でも同じようなことが言えそうなんですが、なぜ、そちらは市内事業者に限定していないのですか。

○文化スポーツ推進室 こちらの修繕に関しましては、下見積もりを取ったのが市外の業者さんなんですけれども、これまでもこういった電気関係でお世話になって、最終的に入札で落とされたり、随意契約をしている業者なんです、そういった信頼をしているところから見積書を取ったため、市外まで範囲を広げたものです。

○長谷川委員 1者ではなく、なるべく応札するところを増やすようにと議論している中で、市内事業者に限ってしまうと、その分、入札に参加する可能性は減りますよね。その限定を外す可能性はないのですか。

○文化スポーツ推進室 このような1者しか参加しなかった現状を見ると、今後、入札を実施するときには、そういった限定を外すことも検討しないといけないと考えておりま

す。

○小野委員長 文化スポーツ推進室の二つの案件について、どちらも修繕業務なのですが、公告を見ると予定価格が事前に公表されているんですよ。修繕の場合、予定価格を事前に公表することにはなっていたんですか。

○文化スポーツ推進室 修繕業務については、公告時に予定価格を公表することになっていませんが、事務の手引にも掲載されているとおり、工事等で実施するときには金額によるのですが、公正な入札を行うため、事前に予定価格を公表することになっており、今回の修繕についても、それに準じて公表したということになります。

○小野委員長 名前は修繕だけど、実質は工事だから、公告時に事前公表したほうがよいだろうと考えたということですか。

○文化スポーツ推進室 そのとおりです。

○小野委員長 その趣旨も分かるのですが、予定価格を事前に公表すると落札率も高くなるという、逆のデメリットも生じると思うのですが、その点はどうお考えになりますか。

○文化スポーツ推進室 今回は、事務の手引にある、工事等のところに含めて、それと同等だろうという判断で公表しましたが、おっしゃるとおり、修繕というところで予定価格を公表することで、1者応札であれば落札率が高くなりますので、今後は対応を検討してまいりたいと考えております。

○小野委員長 分かりました。それでは、各案件については特に問題がないものと考えます。

【案件7】吹田市二要素認証システム構築業務

○小野委員長 それでは、この案件は長谷川委員が抽出した案件ですので、長谷川委員から質問をお願いします。

○長谷川委員 予定価格について、2者から見積書を取得したということですが、どうやって、その事業者を選んだのか教えてもらえますか。

○デジタル政策室 RFI といまして、システムに関する情報提供依頼を本市からホームページに掲載しまして、それに回答いただいた事業者から見積書を頂戴したということになります。

○長谷川委員 その見積書を取った事業者は今回の応札業者に含まれていますか。

○デジタル政策室 入札結果閲覧台帳に掲載しております、項番3と項番4の事業者になります。

○長谷川委員 そうすると落札業者も入っているのですが、元々はもっと高い見積書を出していたということですか。昨年からの分野の話をよく聞くのですが、コストの分析が難しいから、どうしても予定価格と落札額の乖離が大きくなると思うのですが、このシステムは現在、問題なく動いているのですか。

○デジタル政策室 現在、安定稼働しております。

○長谷川委員 分かりました。

○櫛部委員 落札率が3.2%ということですが、コストの算定が難しいといっても、明らかに低いと感じるのですが、説明にも理由を記載いただいているのですが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○デジタル政策室 聴取事項に対する説明書にも記載しているとおり、落札率が極めて低くなった理由について2点、考えております。まず1点目が、予算要求時の想定とシステムの形態が大きく異なったことが、乖離が生じた理由と考えております。予算要求時の本市の想定について、クラウドサービス方式、いわゆる自前で資産を持たずに運用するシステムが市場に存在しなかったことから、従来方式である、庁内設置方式、自前でハードウェアやソフトウェアを設置し、管理する方式で、まずは予算要求を行ってまいりました。一般的に、クラウドサービス利用に比べまして、庁内でハードウェアやソフトウェアを自前で管理する方式のほうが工数が多くなることから、費用も当然大きくなってきます。予算要求時はそういった方式しか無かったのですが、予算要求後も継続して市場調査を行っていたところ、我々が求めるクラウドサービスを提供する業者が少しずつ現れてきたといったところから、入札にはどちらの方式でも参加いただけるようにしてまいりました。それで、今回、落札された業者さんがクラウドサービスを利用する方式だったことから、予定価格に比較して落札額が大きく乖離する、一つの要因となったものです。加えまして、今回は二要素認証というところで、認証方式について、これまではIDとパスワード、いわゆる知識認証でログインしていたことに加え、セキュリティを強化するため、新しく生体認証を加えるためのシステム構築になりまして、その生体認証の方式については本市から特に指定はしておりませんでした。一般的に生体認証の方式は、例えば指紋の認証でありますとか別途、読み取りの装置が必要となるため、予算要求時にはそういったデバイスの費用も計上していましたが、今回の落札業者については、そういった読取装置を用意することなく、既存のデバイスに内蔵されているカメラを活用する認証方式を採用していることから、その部分の費用も大幅に削減できたことも要因の一つだと考えております。最後になりますが、事業者側の戦略判断として、本件に係るクラウドサービスの導入について、本市のような中核市レベルの自治体への導入実績がなかったことから、本市に導入することで、今後の営業活動に利用していきたいという意向もあったと聞いておりまして、実際に、今月の初旬に落札業者によるプレスリリースで本件に係る報道提供を行っております。

○櫛部委員 技術が発展して、こちらが予想していたものより、はるかに画期的なものが出てきたんだと思います。あと、最後におっしゃった事業者側の戦略判断について、吹田市にうちの商品をいれてますよ、と言えることが会社にとって大きなプラスになるということで、儲け度外視というか、破格の価格で落札したという解釈でよいですか。

○デジタル政策室 儲け度外視ということはないと思っていて、クラウドになると構築費用は割り勘効果のような形でサービス利用になりますので、今後、どんどん増えていく

だろう自治体での割り算で安くなっていくのですが、それも見込んでの費用となっていると思いますので、特段、事業者が費用を被っているのではないと考えています。一方で、トータルの費用で見ると、保守費用はオンプレミス型の構築と比べて上がる傾向にありますが、トータルの5年間で見ると半額くらいには収まっていると思います。

○櫛部委員 分かりました。

○小野委員長 各者の入札額を見てみると、落札した業者はかなり低いのですが、他の業者も低いことは低いんです。予定価格が 44,426,329 円で一番高い入札額でも 25,511,000 円で、かなり低い。落札した業者以外の3者もクラウドサービス方式を前提としていたのか、その点はどう考えますか。

○デジタル政策室 入札に参加した4者のうち、2者はおそらくオンプレミス型、つまり庁内設置型で、残りの2者はクラウドサービス型を前提としていたと考えています。ただし、クラウドサービスの中でも、データセンターに本市専用の機器を設置してやるタイプがあったり、事業者が持っている機器にいろんな自治体が相乗りして構築するタイプがあったりしますので、事業者がどれを選択するかで価格が割れたものと考えております。

○小野委員長 やっぱこの金額を見ると、吹田市でがんばって契約して、実績を取りたかったんでしょね。他市における契約を取るための梃子として、宣伝材料としたかったんだと見えるんですが、そういう面は正直、あるのでしょうか。

○デジタル政策室 先ほど説明しましたとおり、我々がこのシステムの最初のユーザーになりますので、今後、中核市である吹田市で安定稼働していることは、事業者にとっては大きなものになりますので、あとから契約する自治体も見越した価格決定、つまり、現時点ではもしかしたら赤字でも、トータルで見れば赤字ではなくなるというような戦略だとは思われます。

○小野委員長 そういう契約も、過去、無かったわけではないのですが、気を付けなければならないのは、きちんとした運用をしてくれるかどうかを、市としてしっかりグリップしておかなければいけないし、ダメなところはしっかりと言う。安くで落札したから、この程度なんだと妥協しないで、要求水準は高く持って、遠慮なく指示してもらうことはお願いしたいと思います。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件8】吹田市立南千里保育園給食用エアコン購入

○小野委員長 それでは、この案件は長谷川委員が抽出した案件ですので、長谷川委員から質問をお願いします。

○長谷川委員 説明のところに参考見積を徴取したのは「公立保育所厨房設備設置調査業務」を受注した事業者とありますが、まず、どのような業務か説明をお願いしますか。

- 保育幼稚園室** 「公立保育所厨房設備設置調査業務」の業務内容について説明させていただきます。主な業務内容としては、公立保育所の給食室にエアコン、スチームコンベクション・オーブン、食洗器、この３種類の厨房機器が設置できるのかどうか調査いただくものです。
- 長谷川委員** 今の説明だと、エアコンを設置するかも調査していただいたということですね。ただ、その業者は「ガス器具・厨房機器」を参加希望種目としているのに、きちんと調査はできたのですか。
- 保育幼稚園室** 実際に業務を受注した厨房業者さんが下請けとして電気業者さんをお呼びできて、その電気業者さんと一緒に設置場所や電気容量などを調査していただいて、最終的に設置できると判断いただいたものでございます。
- 長谷川委員** そういう業者から見積書を取ったということですが、エアコンについては、そんなに知識は無かったということですか。
- 保育幼稚園室** こちらの事業者は厨房機器の専門業者ですが、当然、設置に当たっては電気工事の知識が必要となりますので、電気業者の知見もお借りしながら、委託業務を行っていただいた状況です。
- 長谷川委員** 見積もりの際は、この厨房業者だけで積算したのですか。それか、他に委託して見積書を作ってもらったのですか。
- 保育幼稚園室** 調査業務を受注した業者さんに見積書を作成いただきました。そこにお願ひした理由としては、各保育園を回っており、再度、現地調査をする必要が無かったことが挙げられます。
- 長谷川委員** お聞きしたかったのは、その業者が自分で見積書を作成したのか、あるいは他の業者に作成を委託したのかということなんです。
- 保育幼稚園室** そこは、下請けでその業務に参加されていた電気業者さんと一緒に見積書を作成したとお聞きしております。
- 長谷川委員** そうすると、なぜ、このような乖離が生じたのでしょうか。
- 契約検査室** 本件の指名競争入札を執行するに当たり、事業者選定を契約検査室で行っております。こちらのほうで事業者を選定する基準がございまして、契約検査室で仕様書の内容をチェックしまして、エアコンの購入だけでなく、設置に係る電気工事を伴う内容でしたので、厨房機器を参加希望種目とされている業者よりも、電機製品を参加希望種目とされている業者のほうが得意であろうと考えまして、指名業者の選定に当たりまして、電機製品を参加希望種目とされている業者から選んだため、厨房機器を希望されている業者よりも、電気工事費が低く抑えることができ、予定価格と入札額に大きな乖離が生じ、落札率が低くなったと考えております。
- 長谷川委員** 指名業者の選定のときには、エアコン設置が得意な業者を選んだけど、見積もり時には、得意ではない業者から見積書を取ったから、このような乖離が生じたということですか。

○**契約検査室** おっしゃるとおりでして、予定価格の参考見積書は契約検査室ではなく、担当課で徴取することになっており、今回は保育幼稚園室が独自で見積書を取りましたが、事業者選定は基準に則って契約検査室で行うため、そうした乖離が生じたものと考えております。あと、推測にはなるのですが、厨房機器の設置調査業務を受注した業者のマージン分の上乗せ分が影響している可能性もあります。

○**長谷川委員** 分かりました。

○**櫛部委員** 先ほどの説明で十分納得しましたので、私からの質問はありません。

○**小野委員長** 私からも確認ですが、入札結果の台帳を見ると、3者が応札していて、その金額がいずれもかなり低いですね。落札した業者が一番低いのですが、それ以外の業者もそこそこ低くて、予定価格の半分以上となっています。逆に言うと、予定価格があまり適切でなかったと思われるので、指名競争入札するときに、電機製品を参加希望種目にしている業者を選ぶときに、もう一度、見積書を取り直すという作業を入れるということは考えなかったのでしょうか。

○**契約検査室** 実は、この入札は2度、3度と不調が続いて、最終的にこの入札に至っている経過がございまして、年度内に納期を収めなければならないだとか、もう入札に失敗できないところで、何とか折り合いが付くという表現はよくないのかもしれませんが、予定価格で不調にならないように検討した結果、高めの予定価格となったこともございます。

○**小野委員長** 不落になったら困るので、ということがあったんですね。

○**契約検査室** 不落になったときに、なぜ応札してくれないんですかと、業者にもヒアリングをしまして、物価の高騰を口にされるところもありまして、それを踏まえ、予定価格を上げたということもございます。

○**保育幼稚園室** あと、もう一点ですが、業者さんにとっては見積書を再度出すということもなかなか力を使うところがございますので、改めてお願いしても提出いただくには至らないという実情もございます。

○**小野委員長** いろいろと事情があるということは分かりました。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件4】吹田市立千里第二幼稚園ほか1園保育室床改修ほか工事

○**小野委員長** それでは、この案件は櫛部委員が抽出した案件ですので、櫛部委員から質問をお願いします。

○**櫛部委員** この案件は7者が入札参加したのにもかかわらず、6者が辞退したということで、1者しか残らず、落札率も100%だったということに違和感を感じていまして、いったいどういうことかと思い、抽出いたしました。辞退業者にもお伺いいただきまして、具体的な理由も挙げていただいております。あと、こういうことが、過去にも繰り返

返し行われていて、ほかにも同様の案件があったので、なぜだろうと思い、質問もさせていただきます。過去3年間の同様の事例について、2件については辞退者多数のため1者入札となったと。今回は保育室の床の改修ということですが、なかなか引き受け手がないというか、最終的に1者になったことが過去にもあったとのことですが、こういうことが起こりうる業界なのかなと思っておりまして、実質、7者が入札参加したのにもかかわらず、6者が辞退するというのは非常にイレギュラーなことですし、落札率が100%というものの違和感を感じるので、この落札率について、詳しく教えていただきたいのですが。

○**契約検査室** 今回の工事について、説明にも書かせていただいておりますが、技術者の不足や、部材や人件費の高騰が影響し、落札率が高くなっているものと考えております。あと、推測になってしまうのですが、床の改修工事が特殊かどうかは分かりませんが、金額があまり高くない工事ですとか、一つの案件にいろんな工事が入っているものと業者の辞退が多くなる場合がございます。

○**長谷川委員** 今の説明だと、予定価格と落札額が一致した理由が分からなかったのですが。

○**契約検査室** 予定価格については、事前に公告文に公表しておりますので、今回、落札された業者もこれを参考にされて、入札額を決定されたと考えております。

○**長谷川委員** 予定価格を公表されたとのことですが、工事だからということによいのですか。

○**契約検査室** おっしゃるとおりです。実際は指名競争入札ですので、公告ではなく、指名の通知に予定価格を事前に公表している形になります。業者さんの間では、ほかにもどの業者が指名されているかは分かりませんので、この結果を見ると疑問に思うこともありますが、他の参加者を知るには全事業者に声を掛けなければなりませんので、それは現実的ではなく、この結果は自然現象として考えております。

○**長谷川委員** 予定価格はどのように算定したのか教えていただけますか。

○**学校管理課** 予定価格については、工事の設計価格になっておりまして、これは市の基準に基づいて、積算されたものになります。

○**小野委員長** この案件について、2者が入札しているけれど、1者は最低制限価格以下で失格となったということですね。それで1者が残ったと。この落札した業者は、今まで落札の実績がある業者ですか。

○**契約検査室** こちらは建築案件ですが、何件も実績のある業者です。

○**小野委員長** 分かりました。それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件Ⅰ】（仮称）吹田市立日の出町児童センター建設工事（機械設備工事）、吹田市立江坂大池小学校プールサイド改修工事（機械設備工事）

○小野委員長 それでは、この案件は私が抽出した案件ですので、まず、私から質問します。

この案件は制限付一般競争入札ですが、参加資格がある業者さんはどれくらいいる工事のですか。

○契約検査室 こちらの案件につきましては、管工事を工事種類としておりまして、市内業者ですと、20から30者はいると思います。

○小野委員長 そこそこいるんですね。なぜ、1者となったか説明も頂いており、年度の後半になると技術者が不足するとあるのですが、素人にも分かりやすく、その理由を説明いただきたいのですが。

○契約検査室 年度途中の工事の発注件数が多いのですが、年度後半になると、まだ工事が終わってなかったりして、必要な技術者が集められなかったり、受注件数の制限に引っかかってしまうためと伺っております。

○契約検査室 建設業法で必ず技術者を配置しなければならないと定められております。金額の高い工事になりますと、専任と申しまして、その工事にしか配置できないこともございまして、会社によると技術者がその工事に張り付きになってしまいまして、人材が不足して、入札に手を上げたくても、上げることができないということでございます。

○小野委員長 よく分かりました。

○櫛部委員 落札率が100%と99.9%の理由を説明いただけますか。

○契約検査室 落札率につきましては、説明書にも書かせていただいているのですが、人件費など、様々な価格の高騰によりまして、入札金額が高額となり、落札率を押し上げ、結果として100%と99.9%となったものと考えております。

○櫛部委員 これも募集するときに、予定価格を事前公表しているのですか。

○契約検査室 事前に公表しております。

○櫛部委員 分かりました。

○長谷川委員 この案件については、要領を見ていたら、市内と準市内事業者に限定していたと思うのですが、なぜ限定したのか、教えていただけますか。

○契約検査室 公告の中身につきましては、工種によって入札参加資格の条件を定められておりまして、この管工事については、おっしゃるように市内と準市内事業者を対象として、一般競争入札を実施したものでございます。

○長谷川委員 限定した理由を聞いているのですが。

○契約検査室 市内事業者さんの優先と、国のほうからも官公需確保、いわゆる中小企業を優先してくださいという通知が来ておりますので、本市では、選定規定というものの中で競争性の確保ができる限りは、なるべく市内事業者、準市内事業者を優先する入札参加条件にしてくださいと定めております。それに基づいて、競争性の確保を前提に、年度後半で技術者の確保が難しい状況にもありますが、市内と準市内事業者限定で参加

できる公告を定めております。

○長谷川委員 先ほどの床改修の工事は限定を掛けていなかったですね。

○契約検査室 指名競争入札ですが、同様の限定としております。

○長谷川委員 分かりました。

○小野委員長 それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件２】吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業

○小野委員長 それでは、この案件は私が抽出した案件ですので、まず、私から質問します。

選定委員会のメンバーを見ていまして、学識経験者の方と学校の先生ですが、これはプロポーザル案件の選定委員会について、学識経験者から意見を頂くことは大変結構なんですけど、それ以外に市の職員の方は、メンバーに入っていないのですか。

○学校管理課 この事業はPFI事業になりますので、市の規定でPFI事業の事業者選定は、附属機関で行うことになります。附属機関として行う場合に、市の内部の人間は入れないと定められておりますので、入っておりません。

○小野委員長 市の内部の意見というのは、どういうふうに反映されるのですか。あるいは、反映されないのですか。

○学校管理課 選定に際しては、選定委員会の先生方にお任せしておりますが、前段階の要求水準や市としてどのような仕様にするのかといった方向性をまとめていく際には、もちろん市の関係部局と様々な調整を行っておりますし、選定委員会に議論をお願いしつつ、選定の過程での質疑の中でも他部署との協議が必要と判断する場合には協議を行っております。

○小野委員長 なぜ、当初に２から３グループの応募が見込まれていたのに、結果として１者となったのか。いろいろと難しい状況がある中で、この１者の業者さんが手を上げることができたのはどうしてなのでしょう。

○学校管理課 この代表企業さんは、数年前に実施した特別教室のエアコンの整備事業でも選定されて契約を結んでいる相手になります。その整備事業をPFIで行っていく中で、そのメリットも分かった上で、今回もやってみたいと手を上げていただいたとお聞きしております。

○小野委員長 説明の冒頭に上がっている、同種業務の先行事例である吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業（PFI事業）を、この代表企業・グループが受注していたということになるのですか。

○学校管理課 協力企業が異なる部分はありますが、代表企業は同じです。

○小野委員長 この事業をプロポーザル案件として考えたときには、この代表企業はもちろん、他にも参加があると想定していたけれど、結果的に、この企業に決まったということですね。分かりました。

○**櫛部委員** 御説明でも、当初2から3グループの応募を見込んでいたとのことですが、結果としてそれが外れてしまったということなんだろうけど、そういうふうに見込まれていた根拠を教えてください。

○**学校管理課** 先ほど申し上げた先行事例の事業者選定の際に、実は3グループ、手が上がったのです。今回は内容的に重複する部分もありましたので、最大で3グループ程度の手が上がるように、要求水準でも幅広く門戸を広げたつもりではあります。

○**櫛部委員** そうしたら、過去に別件で3グループの手が上がって、そのうちの1者が今回もお取りになったということですね。他の2者がエントリーしてくれなかったのは、もう無理だとあきらめている可能性もあるのでしょうか。

○**学校管理課** 実は、前回、3グループあったうちの一つは今回の代表企業で、もう一つ、代表企業になっていただいていたところは、今回の代表企業と組んで構成企業として出てこられております。今回は規模が非常に大きいので、そのあたりで、色々と事情があった中で、一つのグループになったのかなと考えております。

○**櫛部委員** 分かりました。私からは以上です。

○**長谷川委員** 選択肢としては、公募型プロポーザルと総合評価一般競争入札があるのですが、仮に、これを総合評価一般競争入札方式で実施した場合、応募が見込まれる事業者が増える可能性があったのか、無かったのか教えてください。

○**学校管理課** いずれの方式であっても、選定の過程というものは同様に丁寧な形で行ってまいりますので、特に変わりはありませんものと考えております。

○**小野委員長** それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

○**小野委員長** 本日の審議案件は以上で終了いたしました。審議の中で、各委員から出された意見については、本日は取りまとめができませんでしたので、後日、事務局の方で取りまとめ、御報告をいただいた上で、各委員の確認を終えた後、改めて市長に報告することといたします。

それでは、以上をもちまして令和6年度第1回吹田市入札等監視委員会を閉会いたします。